

一般社団法人日本ホビー協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本ホビー協会（英文名 Hobby Association of Japan 略称「H. A. J.」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、理事会の議決を得て、必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ホビー（「創造する」、「遊ぶ」、「収集する」という分野において、創造活動、思索活動に没入して積極的に自由時間を過ごすことをいう。以下同じ。）に関する調査研究、情報の収集及び提供、普及啓発等を行うことにより、ホビーの健全な育成を図り、もって我が国社会経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ホビーに関する調査研究
- (2) ホビーに関する情報の収集及び提供
- (3) ホビーに関する普及啓発それに関わるイベント等の開催ならびに運営
- (4) ホビー市場発展に資する人材育成のための活動
- (5) ホビーに関する国際交流の推進
- (6) 関連団体との連絡協調
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員…この法人の目的に賛同し入会する法人並びに個人及びこれらの者を構成員とする団体。

(2) 賛助会員…前項に該当しないもので、この法人の事業に協力しようとするものとする。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社

員とする。

(会員資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又は他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務の履行を1年以上怠り、その催告を受けたにもかかわらず、相当期間内に支払を行わないとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 当該会員が解散、破産したとき。
- (5) 当該会員が成年被後見人、被保佐人、被補助人となったとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

3 総会の運営等に関する事項は、本定款及び総会の定める「総会運営規程」に基づく。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項とする。

(開催)

第13条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎年1回6月に開催するほか、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の過半数を有

する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前条の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わねばならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上23名以内
 - (2) 監事 1名
- 2 理事のうち1名を会長とし、10人以内を副会長とする。
 - 3 会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐して業務を掌理する。
- 4 会長および業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える期間で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員が損害賠償責任の一部免除)

第23条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事(理事であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事(監事であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。

(役員が任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
- 3 補欠により選任された監事の任期は、第1項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後においても、後任者が就任するときまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有し、その

職務を行わなければならない。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 顧問及び参与

(顧問・参与)

第27条 この法人に、顧問5名以内及び参与5名以内を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に意見を述べる。
- 4 参与は、この法人の業務の処理に関して会長の諮問に答える。
- 5 第24条第1項の規定は、顧問・参与についても準用する。

第7章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会の組織、権限及び運営等に関する事項は、本定款及び理事会の定める「理事会規程」に基づく。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、

その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第33条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき
理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電
磁的記録によ
り同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、
当該提案を
可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議事録には、出席した会長及び監事が記名押印しなければならない。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日
までに、会長
が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く
ものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。
2 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作
成し、監事の
監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内
容を報告し、
第3号と第4号の書類については承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
3 前項の書類のほか、定款、会員名簿、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くも
のとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及

び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に

贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載す

る方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は栗田和雄とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

本定款は、令和4年6月22日の第11回定時総会で改定案が議決承認され、令和4年7月1日から施行する。